



## 1 令和5年度「いわて中山間賞」の受賞団体の紹介

### いわて中山間賞受賞団体

令和6年1月9日に盛岡市内で開催された「令和5年度いわて農林水産躍進大会」において、今年度の「いわて中山間賞」が、達増拓也岩手県知事から以下の団体に授与されました。

#### ● 五葉地区（住田町）

受賞団体は、地域一体となった農地保全や地域の未利用資源等を活用した特産品の開発、川遊びや田植え・稲刈り体験など自然を生かした地域住民参加型の交流行事の開催などに取り組んでおり、地域の活性化につながっています。

受賞団体の活動内容は、次のページで紹介しています。



達増拓也岩手県知事からの表彰状の授与

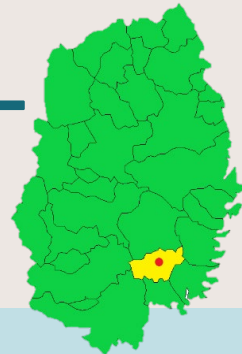


五葉地区の代表者  
(中央：五葉地域づくり委員会会長)

### いわて中山間賞とは・・・

「いわて中山間賞」は、県内の中山間地域において、地域の個性を活かした活性化の取組を行い、成果をあげている集落等を表彰しています。また、受賞団体の取組を広く紹介することで他地域への波及を図り、中山間地域の振興に寄与することを目的としており、平成27年から令和4年度までに23の集落等が受賞しています。

## ● 五葉地区（住田町）



### <集落の概要>

農用地面積：26.4 ha（水田、畑）

集落構成人数：254人（うち集落協定参加者13人）

### <取組のポイント>

- 五葉地区では、「運動会」や「盆踊り大会」、「春を呼ぶ文化祭」など地域を挙げたイベントが一年を通じて開催され、多くの地域住民が積極的に参加するなど、地域コミュニティが維持・継承されています。こうした特徴を生かし、地域が抱える「ヒト、モノ、コト」における課題の解決を目的として、平成29年「五葉地域づくり委員会」が中心となって取組を開始しました。
- 長期間放置されていた遊休農地を活用し、地域住民や子どもたちと一緒にさつまいもの植付け・収穫作業の体験を実施しているほか、収穫したさつまいもをジャムやペースト等に加工するなど、地域の特産品の開発に取り組んでいます。
- 近年、高齢化により放置される木が増えていた気仙地方特産の「小枝柿」について、令和3年から、地域の女性や高齢者が中心となって収穫や皮むき等の作業を担い、干し柿や柿酢の試作を行っており、高齢者の生きがいの創出につながっています。
- 平成30年に地域の活性化を目的に開校した「一般社団法人文化政策・まちづくり学校(ふるさと創生大学)」と連携して開催している、川遊びや田植え・稲刈り体験など自然を生かしたイベントには、地域内外から多くの人に参加し、世代間・地域内外の交流が図られ、地域の活性化につながっています。



子供たちによるさつまいもの植付け



小枝柿の加工調整作業



特産品の開発



「春を呼ぶ文化祭」

## 2 中山間地域等直接支払交付金の概要

### 中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等（農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路、農道等の維持・管理を行う。）を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

#### 《 適切な農用地の維持・管理とは 》

農用地を耕作する意思を持ち、かつ地力の維持・向上のための取組を行うことにより作物の栽培が可能な状態（具体的には畦畔の維持、法面管理（草刈り、崩壊防止）がなされるとともに、地力向上のための取組として耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされていること。）に保つこと。

### 交付金の交付対象となる行為は

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等

### 交付単価及び加算措置の交付額

協定に定める活動内容が「①農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は、交付単価の8割（基礎単価）、①に加え「②体制整備のための前向きな活動」を行う場合は、交付単価の10割（体制整備単価）を交付します。

▶ 体制整備単価を選択している場合は、令和6年度中に集落戦略の作成が必要です。

地目	区分	交付単価 (円/10a)	加算措置	区分	交付額
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000	棚田地域振興活動	単価	10,000円/10a
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000		上限額	なし
畑	急傾斜 (15°以上)	11,500	超急傾斜農地保全管理	単価	6,000円/10a
	緩傾斜 (8°以上)	3,500		上限額	なし
草地	急傾斜 (15°以上)	10,500	集落協定 広域化	単価	3,000円/10a
	緩傾斜 (8°以上)	3,000		上限額	200万円/年度
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500	集落機能 強化	単価	3,000円/10a
採草放牧地	急傾斜 (15°以上)	1,000	生産性向上	単価	3,000円/10a
	緩傾斜 (8°以上)	300		上限額	200万円/年度

### 3 第5期対策の最終年度に向けて

令和6年度は、第5期対策の**最終年度**です。

協定書に定めた内容が確実に実施できるよう、取組の総まとめを行いましょう。

#### 協定書の内容を再確認しましょう

- 集落マスタープラン等協定に定めた取組は適切に実行されていますか？
- 集落戦略は令和6年度中の作成が必要です。(体制整備単価で交付を受けている協定)
  - ・ 一度も市町村に提出していない協定は、令和6年度の早い時期に市町村に提出し、意見等を貰い、必ず令和6年度中に作成しましょう。
  - ・ 地域計画の策定をもって集落戦略を作成したとみなす場合は、集落協定が地域計画策定における協議の場に参加し、地域計画の中に協定対象農用地の全てが含まれていることが必要です。
- 加算措置に取り組んでいる協定は、設定した加算の目標を確実に達成しましょう。

#### 《交付金の返還となる場合》

- ▶ 協定農用地について耕作又は維持管理が行われていない等、協定違反となる場合
- ▶ 集落戦略の未作成・・・基礎単価との差額の2割を協定認定年度に遡って返還
- ▶ 加算措置の目標未達成・・・加算額を加算取組開始年度に遡って返還

※ 上記以外でも返還となる場合があります。返還額については、該当する返還事由により異なります。

#### 農業生産活動の記録をつけましょう

- 構成員の皆さんで共同取組計画を行ったら、**活動日誌に記録**しましょう。  
活動日誌には、日時、場所、参加者名、活動内容、支出内訳などを記入しましょう。
- **活動記録や協定書は、5年間保管**してください。

#### 経理は適切に行いましょう

- 交付金の経理は、独自の帳簿を設けるなどして、**他の経理と区分**しましょう。
- 会計責任者は、共同取組活動費等の支出状況を「金銭出納簿」に記録し、**領収書や書類等を5年間保管**しましょう。

#### 協定内での話し合いを大切にしましょう

- 毎年、**集落の話し合いの場**を設けましょう。
- 活動計画は毎年話し合ったうえで決定し、その結果は**協定参加者全員に知らせ、情報を共有**しましょう。

発行

岩手県農林水産部農業振興課

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

TEL : 019-629-5647 (直通) FAX : 019-629-5649